

## 埼玉県有害大気汚染物質の規制について(1/3)



## 埼玉県生活環境保全条例

埼玉県 平成 14 年 4 月施行  
生活環境保全条例  
有害大気汚染物質の規制（敷地境界での基準値（表 1）を規定）  
3 年間の猶予期間



平成 17 年 4 月 1 日より実施

## 〈規制内容〉

測定回数： 2 回以上/年

測定地点： \*敷地境界の 1 地点以上（その測定地点を選定した理由が必要）

結果記録保存期間： 3 年間 ⇒（別紙：様式第 23 号）

対象事業所： PRTR 法及び埼玉県生活環境保全条例の「特定化学物質の適正管理」の  
報告の対象となる事業所 ⇒（表 3）

対象物質： 表 1 の 17 物質のうち年間 500kg 以上の取り扱いのある物質

埼玉県では PRTR、特定化学物質の適正管理の届出をもとに、これらの条例を管理し、知事は規制基準を遵守していないと認めるときは、改善等の必要な措置をとるべきことを勧告・命ずることができます。なお命令違反に対しては、罰則（懲役 6 ヶ月以下又は 30 万円以下の罰金）も規定されています。

※ 測定地点に関しましては、単に 1 地点以上であれば何処でもよいというわけではなく敷地の大きさや発生源の分布、測定当日の風向き等によってリスクを管理できる地点を決める必要があり、選定理由を明確にする必要があります。

選定理由例： 発生源近辺の敷地境界  
発生源に対して風下に位置する地点等

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中の PCB 分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

## 埼玉県有害大気汚染物質の規制について(2/3)



The Knights

表1：有害大気汚染に係る規制基準（敷地境界 1.5mの高さでの 30 分間採取）

有害大気汚染物質の種類	許容限度 (mg/m <sup>3</sup> ) 温度が 20℃であって圧力が 1 気圧の状態に換算した大気 1 立方メートルに含まれる量	測定法 (下表)
アクリロニトリル	0.15	1
エチレンオキシド	0.061	2
六価クロム化合物	クロム及びその化合物をクロムとして 0.0017	3
クロロエチレン（別名 塩化ビニル）	0.22	1
クロロホルム	1.7	1
1,2-ジクロロエタン	1.4	1
ジクロロメタン	5.8	1
水銀及びその化合物	水銀として 0.00085	4
テトラクロロエチレン	5.8	1
トリクロロエチレン	4.6	1
ニッケル化合物	ニッケル及びその化合物をニッケルとして 0.034	3
砒素及びその無機化合物	砒素及びその化合物を砒素として 0.00011	3
1,3-ブタジエン	0.15	1
ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして 0.000068	3
ベンゼン	0.11	1
ホルムアルデヒド	0.021	5
マンガン及びその化合物	マンガンとして 0.011	3

表2：当社の標準的な測定法

測定法	測定手順
1 (VOC 類)	捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
2 (エチレンオキシド)	捕集管を用いて 2-プロモエタノールとして採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
3 (金属類)	ハイボリュームエアサンプラーにより採取した試料を誘導結合プラズマ質量分析計若しくは誘導結合プラズマ発光分析計により測定する方法
4 (水銀)	捕集管を用いて金アマルガムとして採取した試料を原子吸光分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
5 (ホルムアルデヒド)	捕集管を用いてヒドラゾン誘導体として採取した試料を高速液体クロマトグラフにより測定する方法

その他の方法をご希望の際は、当社営業担当にご相談ください。

The Knights of Environmental Science

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2

TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817

URL: www.knights.co.jp

## ■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中の PCB 分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査



## 埼玉県有害大気汚染物質の規制について (3/3)



表 3 : 対象事業所

業種	1 金属鉱業 2 原油及び天然ガス鉱業 3 製造業 4 電気業 5 ガス業 6 熱供給業 7 下水道業 8 鉄道業 9 倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。） 10 石油卸売業 11 鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。） 12 自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。） 13 洗濯業 14 写真業 15 自動車整備業 16 機械修理業 17 商品検査業 18 計量証明業（一般計量証明を除く。） 19 一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。） 20 産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。） 21 医療業 22 高等教育機関（付属施設を含み人文科学のみに係るものを除く。） 23 自然科学研究所
規模	その年度において事業活動に伴い取り扱う有害大気汚染物質（表 1）のいずれかの質量が 500kg 以上
従業員数	常時使用する従業員の数が 21 人以上である事業者が有するもの

当社では、条例に対応した測定法にもとづき、表 1 の対象物質の測定が可能です。なお、水銀の分析をご検討の場合にはご相談下さい。

また、現状の把握とその対策のため、規制適用前の測定をお勧めしております。

詳しくは、当社 分析担当者 竹下、杉山（フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 246、435）まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The Knights of Environmental Science

**内藤環境管理株式会社**

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2  
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817  
URL: www.knights.co.jp

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中の PCB 分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

